

タイの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

タイ王国（以下「タイ」という）は、インドシナ半島の中央部に位置する、人口約 6700 万人の立憲君主制国家である。多くのアジア諸国と異なり、西欧列強により植民地支配されることなく、現在まで独立を維持してきた。

従来より、製造業を中心とする多くの日本企業が、タイ企業との貿易を行い、またタイに対する投資を行ってきたことから、タイは、日本企業にとって経済的な結び付きが強い国となった。タイは、急速な発展を続けるメコン経済の中心に位置する国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろう。

このようなタイの重要性に鑑みると、タイの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、タイの知的財産法の概要を紹介することとしたい。

II 知的財産法全般

1 概要

タイの法制度は、日本等と同じく、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。

タイは、歴史的に欧米諸国による植民地支配を受けなかったため、他の多くのアジア諸国のように宗主国の法制度の影響を強く受けるということではなかったが、フランス、英国、ベルギー等の西洋の法律家を法律顧問として招聘して、基本的な法制度を構築した。

タイの知的財産法制度は、主に、特許法、商標法、著作権法、営業秘密法、地理的表示保護法、集積回路配置設計保護法、植物品種保護法、CD 製品製造保護法等により構成されて

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿の執筆にあたっては、主に以下の文献を参照した。

①ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「タイ」の「制度ガイド」及び「侵害ガイド」

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

②「タイにおける著作権侵害対策ハンドブック」（文化庁、2012 年）

いる³。また、知的財産権に関する裁判所の判例も、事実上、重要な役割を果たしている。

タイは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、WIPO 設立条約、WTO 協定、TRIPS 協定、特許協力条約 (PCT)、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約等である。

知的財産権に関連するタイの政府機関のうち最も主要なものである「商務省知的財産局」(Ministry of Commerce, Department of Intellectual Property (DIP)) は、主に特許、小特許、意匠及び商標の出願の受理・審査・登録等の業務を行っている。

2 外資誘致のための政策で知財に関連するもの

タイは、近年、外資誘致のためのさまざまな政策を導入している。その中で知財に関連するものとして、国際地域統括本部 (International Headquarters (IHQ)) がある。これは、「国外の1社以上の関連会社に対し、経営管理・技術・支援・財務管理等のサービスを行う国内企業」のことであり、さまざまな優遇を受けることができる。

歳入庁からIHQの認定を受けるための要件は、以下のとおりである。

- ①会計年度末における払込済み登録資本金が、1,000万バーツ以上であること。
- ②1カ国以上の外国の関連会社又は支店に対し、管理サービス又は財務サービス等の統括機能サービスを行っていること。
- ③年間1,500万バーツ以上の販売費及び一般管理費 (駐在員給与等の人件費等を含む) を計上すること。

優遇措置は、投資委員会 (Board of Investment (BOI)) が付与するものと、歳入局が付与するものがある。

投資委員会 (BOI) がIHQに付与する優遇措置としては、輸出製品の製造のための原材料の輸入関税の免除、外貨送金・ビザ・労働許可・土地所有の許可等の便宜等がある。

歳入局がIHQに付与する優遇措置としては、15会計年度にわたり、特定の収入 (国外関連会社に対する統括機能サービスによる収入、国外関連会社からのロイヤルティ・配当金収入、国外関連会社の株式譲渡収入等) についての法人所得税の免税、特定の収入 (国内関連会社に対する統括機能サービスによる収入、国内関連会社からのロイヤルティ収入) についての法人所得税の軽減税率 (10%) の適用、外国人被用者の国内源泉所得の個人所得税率が15%に引き下げられること、IHQが支払う配当金・利子の源泉税の免除、IHQが受け取る貸付金利子の特別事業税の免除等がある。

III 特許

³ 主な知財関連法令の日本語訳は、下記ウェブサイトに掲載されている。
https://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm
<http://www.cric.or.jp/db/world/index.html>

1 概要

タイでは、TRIPS 協定で定められた要件を満たすため、1999 年に特許法が改正された。2008 年 8 月には、タイにおいてもパリ条約が発効したため、タイに特許出願を行う際、パリ条約に基づく優先権主張が可能となった。また、2009 年 12 月には、特許協力条約 (PCT) も発効したため、国際特許出願も可能となった。2017 年現在も、新たな改正が検討されている。

タイの特許法は、発明特許、意匠及び小特許について規定している。小特許は、実用新案に類似するものであるが、特許法は、小特許について発明特許の多くの規定を準用しているため、本稿では、まず発明特許について概要を説明し、その後、小特許の特徴を紹介することとしたい。意匠については、項を改めて述べたい。

2 発明・特許

特許法によると、「発明」とは、新しい製品若しくは製法を生み出す技術革新若しくは発明、又は既知の製品若しくは製法の改良である。

特許を受けることができない不特許事由としては、①発明が芸術的創造物である場合、②発明が単なる情報の提供に過ぎない場合、③発明が発見、科学的理論又は算術的方法である場合、④発明が人体又は動物体を治療、診断する方法である場合、⑤発明がコンピュータ・プログラム自体である場合、⑥発明が公序良俗に反する場合等がある。

3 職務発明

職務発明については、特許法 11 条から 13 条に規定がある。

①雇用契約又は一定業務の遂行を目的とする契約の下でなされた発明、②雇用契約では発明活動が義務付けられていない場合に従業員が自由に利用することのできる手段、データ又は報告を使用してなした発明について、特許を受ける権利は、その契約に特に定めがない限り、使用者に帰属する。

従業員の行った発明から使用者が利益を受けた場合、従業員は、通常の賃金の他に報酬を受ける権利を有する。この権利は、契約の規定によって排除することができない。

上記の従業員の報酬請求は、省令の規則等に従い、知的財産局 (DIP) 長官に提出しなければならない。知的財産局長官は、従業員の賃金、発明の重要性、当該発明から得られたか又は見込まれる利益、及び省令に規定する他の状況を斟酌し、相当と思われる報酬額を定めることができる。なお、報酬の請求が行われた前例は、ほとんどない。また、過去の裁判例にも、報奨金について争われた例はない⁴。従って、いくらが相場なのか、どのような支払

⁴ 『我が国、諸外国における職務発明に関する調査研究報告書』(平成 25 年 3 月)
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/syokumu_hatsumei/syokumu_hatsumei.pdf

方法が合理的なのか等は不明である⁵。

4 出願

タイ特許法は、先願主義を採用している。

明細書、クレーム及び要約は、外国語による明細書等の提出でもって出願することができる。但し、この場合、タイ語の翻訳文を、出願日から 90 日以内に提出しなければならない。

タイに居所又は事業拠点を有しない出願人は、タイの現地代理人を選任しなければならない。

方式要件を満たしている場合、出願公開が命じられる。出願公開後は、仮保護の権利が発生する。

なお、日本の特許庁とタイの知的財産局は、2014 年 1 月 1 日から特許審査ハイウェイ試行プログラムを 2 年間実施していたが、2016 年 1 月 1 日からさらに 2 年間延長されている。

5 審査

タイでは、発明特許出願につき、方式審査のほか、新規性、進歩性及び産業上利用可能性についての実体審査が行われる。

新規性とは、①出願日又は優先日の前に、発明が世界のいずれかにおいて、文献、印刷物等により公表されていないこと、②出願日又は優先日の前に、タイ国内において公知又は公然使用されていないこと、及び③出願後に出願公開された先行出願の明細書等に記載された発明と同一の発明でないことである。但し、①出願日前 12 か月以内における、特許を受ける権利を有する者の意に反する発明の公表、②出願日前 12 か月以内における、特許を受ける権利を有する者による国際的博覧会への出品による発明の公表は、新規性を阻害しない。

実体審査を受けるための審査請求は、出願公開日から 5 年以内に行う必要がある。出願公開日から 5 年以内に審査請求が行われなかった場合、出願は放棄されたものとみなされる。

審査官は、出願人に対して、対応する外国出願の調査報告書又は審査結果を提出するよう要求することができる。

異議申立ては、①異議申立人が適切な権利を有すること、②新規性が無いこと、③不特許事由に該当すること、④特許を受ける権利を有しないこと等を理由として、出願公開日から 90 日以内に行うことができる。異議申立てに理由があると認められた場合は、出願拒絶の決定がなされる。これに対し、決定を不服とする出願人は、90 日以内に審判請求を行うことができる。

⁵ 日本弁理士会東海支部による東海支部開設日記念「知的財産セミナー2014」

http://www.jpaa-tokai.jp/activities/seminar/detail_346_0_3.html

実体審査の結果、拒絶理由が無いと審査官が判断したときは、特許査定が通知される。特許査定通知から 60 日以内に登録料を納付すると、特許庁の特許原簿に特許権が登録され、特許権が発生する。

他方、拒絶理由があると審査官が判断したときは、拒絶理由通知書が出願人に送付される。出願人は、拒絶理由通知日から 90 日以内（請求により、90 日間の延長、さらに 30 日間の延長が可能）に、補正書・意見書の提出をすることができる。

補正書の提出等により拒絶理由が解消されたと審査官が判断したときは、出願は特許査定を受けることになる。これに対し、依然として拒絶理由が解消されていないと審査官が判断したときは、出願は拒絶査定を受けることになる。拒絶査定を受けた出願人が当該査定に不服である場合は、出願人は通知日から 60 日以内に審判請求をすることができる。

6 登録

特許権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から 20 年である。

7 侵害

特許権者の許諾なく、権利存続期間中に、タイ国内で、①特許製品の製造、使用、販売、販売目的の所持、販売の申出又は輸入を行う行為、②特許方法の使用、特許方法を使用した製品の生産、販売、販売目的の所持、販売の申出又は輸入を行う行為は、侵害行為とみなされる。

特許権侵害行為には、文言侵害と均等侵害の各場合が含まれる。タイの特許法は、均等論について明文規定を置いている(36 条の 2 後段)。当該規定によると、特許権の保護範囲は、クレームに記載されているのと実質的に同じ特性、機能及び効果を有する発明の特徴まで拡大される。

8 小特許

前述したとおり、発明特許の場合、保護を受けるためには、新規性、進歩性、及び産業上利用可能性といった要件を満たす必要がある。これに対し、小特許の場合は、進歩性が要件とはされていない。

また、出願公開制度は採用されているが、出願審査請求制度は採用されていないという点も、発明特許とは異なる点である。

小特許の存続期間は、出願日から 6 年間であるが、さらに 2 年間の更新を 2 回行うことが可能である。従って、存続期間は、最長で、出願日から 10 年間となる。

IV 意匠

1 要件

意匠とは、「物品に対して特別な外観を与える物品の形状、線又は模様⁶の結合、新規な工業及び手工業製品の型として機能できるもの」である。

意匠の不登録事由としては、①意匠が法律に規定する上記の定義に該当しない場合、②意匠が新規性を有しない場合、③意匠が公序良俗に反する場合、④意匠が国王の命令によって意匠登録されないものと定められたものである場合等がある。

新規性とは、①出願日又は優先日の前に、国内又は外国において刊行物に記載された意匠又はその類似意匠でないこと、②出願日又は優先日の前に、国内で広く知られ又は使用された意匠又はその類似意匠でないこと、③出願日前に公開された国内での特許出願又は意匠登録出願に記載された意匠又はその類似意匠でないことである。

タイでは、部分意匠制度は採用されていない。

2 出願

タイでは、一意匠一出願のみ認められており、多意匠一出願は認められていない。

3 登録

意匠権の存続期間は、出願日から10年である。存続期間は、延長又は更新されることはない。

意匠が登録された場合、第三者は、裁判所に対し、その登録の取消しを請求することができる。

4 侵害

意匠権者の許諾なく、権利存続期間中に、タイ国内で、①製品の製造に意匠権を使用する行為、②意匠権を使用した製品の販売、販売目的の所持、販売の申出又は輸入を行う行為は、侵害行為とみなされる。

V 商標

1 概要

タイでは、TRIPS協定で定められた要件を満たすため、2000年に商標法が改正された。さらに、商標法は、音商標を認める等のため、2016年に改正された（2016年7月28日施行）。

2017年、タイは、マドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）に加盟した2017年11月7日発効⁶。これにより、日本企業は、タイを指定する国際商標登録出願が可能となった。

⁶ http://www.wipo.int/madrid/ja/news/2017/news_0015.html

2 要件

従来、「標章」とは、肖像、図案、図形、ブランド、名称、語、文字、数字、署名、色彩、形若しくは物の配置の組合せ又はこれらの結合をいうとされていたが、2016年改正により、音商標が導入された（日本では、2015年4月1日から導入されている）。

「商標」とは、その商標の所有者の商品が他人の商標を有する商品と異なることを示す目的で商品に関連して使用する又は使用を意図する標章をいう。また、「サービスマーク」とは、そのサービスマークの所有者のサービスが他人のサービスマークを有するサービスと異なることを示す目的でサービスに関連して使用する又は使用を意図する標章を意味する。

不登録事由としては、①標章が自他商品等識別力がない場合、②標章が国家の紋章や王室の印象、公の記章と同一又は類似する場合、③標章がタイの国旗、外国の国旗や国際機関の旗章等と同一又は類似する場合、④標章が公序良俗に反する場合、⑤タイにおける著名商標と同一の標章である場合、⑥他人の業務に係る商品等と混同を生じるおそれがある商標と同一又は類似する商標の場合がある。

なお、2016年改正により、識別力の基準が規定された。即ち、造語、数字、文字及び図形を含み、商品・役務の内容又は質を直接に記述していない標章は、識別力を有するものとされた。また、識別力がない標章であっても、長期間にわたり使用された結果、公衆によく知られる程度になれば、識別力が認められる。

3 出願

タイ商標法は、先願主義を採用している。

従来、タイでは、一商標一区分制が採用されていたが、2016年改正により、一商標多区分制が導入された。これにより、指定商品・役務が複数の区分にわたる場合であっても、1つの商標登録出願で対応できるようになった。

出願時に商標を使用している必要は無く、また、使用する意思も必要ではない。

4 審査

タイでは、商標登録出願につき、方式審査のほか、絶対的不登録事由（識別性の有無、公序良俗違反等）についての実体審査が行われる。

審査請求制度は採用されておらず、出願は全件審査される。

出願された商標が不登録事由に該当する場合は、出願人に対し、拒絶理由通知が送付される。出願人は、通知日から原則として60日以内（2016年改正の前は、90日以内であった）に、意見書及び補正書を提出し、拒絶理由を解消しなければならない。意見書及び補正書の提出により拒絶理由が解消されたと審査官が判断したときは、公告査定され、出願公告日から60日以内（2016年改正の前は、90日以内であった）に誰からも異議申立てがないときは、登録査定を受けることになる。登録査定謄本の送達日から30日以内に登録料を納付することにより、商標は登録され、登録証が発行される。他方、依然として拒絶理由が解消さ

れていないと審査官が判断したときは、最終的に、出願は拒絶されることになる。拒絶査定を受けた出願人が当該査定に不服である場合は、当該査定日から 60 日以内（2016 年改正の前は、90 日以内であった）に、拒絶査定不服審判を請求することができる。

5 登録

商標権の存続期間は出願日から 10 年であり、更新が可能である。更新申請は、期間満了前 90 日以内に行わなければならない。但し、2016 年改正により、存続期間満了後 6 か月以内であれば、20%の割増更新料を支払うことにより、更新が可能となった。

登録後、3 年間善意の使用が無かった等の場合、利害関係人又は登録官は、商標委員会に対し、当該商標の登録取消しを請求することができる。

6 侵害

商標権者の許諾なく、権利存続期間中に、タイ国内で、①登録商標が登録された商品・役務において、登録商標を使用する行為、②他人の登録商標を偽造する行為、③他人の登録商標と誤認させるように模倣する行為、④偽造又は模倣した他人の登録商標を付した商品の輸入、販売、販売の申出、販売目的で所持する行為、⑤偽造又は模倣した他人の登録商標を使用し、役務の提供若しくは役務の申出をする行為は、侵害行為とみなされる。

VI 著作権

1 概要

著作権の保護は、著作権法において規定されている。タイはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はタイでも保護される。

タイの著作権法は、2015 年に改正された。当該改正は、とくに著作権保護並びに権利管理情報及び技術的保護手段に関する責任についての改正を図るものである（例えば、インターネット上の著作物の著作権侵害、映画館での収録等の権利侵害責任等）。

また、著作権法とは別に、CD 製品製造保護法（2005 年）もある。この法律は、とくに CD に関する著作権侵害に対し、効果的・体系的に対処することと目的として制定された（例えば、CD 製造に関する機械、原材料、工場、製造プロセスの届出義務等）。

2 著作物

著作物の種類としては、文芸、演劇、美術、音楽、視聴覚、映画、録音、放送等の著作物がある。コンピュータ・プログラムは、文芸の著作物として保護される。

著作物は、創作性のあるものであることが必要である。タイでは、「着想、手順、工程、体系、使用の方法、操作、概念、原則、発見、科学的数学的理論」は、著作物として著作権法の保護を受けることはできない。

3 著作権

タイでは、著作権者の経済的な権利は、著作物を複製、譲渡、利用許諾、翻訳又は翻案する独占的な権利を含む。

また、著作者人格権として、著作者として氏名を表示される権利、同一性保持権、著作物の名誉・信用を損なう行為の禁止権も認められる。著作者人格権を譲渡することはできないが、相続は認められている。2015年改正により、実演家の人格権も認められた。

4 無方式主義

タイでも、日本と同様、著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。

しかし、著作権侵害を主張するためには、知的財産局に著作権の登録を行っておくことが望まれる。著作権登録を行わない場合は、著作権の所有を裏付ける証拠として、著作物の創作プロセスの記録等を保存しておくことが重要といえる。

なお、著作権登録を行っていない場合、タイ警察経済犯罪取締部（ECD）は刑事手続を行わないことから、刑事的手段をとることを考える場合は、著作権登録を行っておく必要がある。

5 著作権の保護期間

著作権はその著作者の生存中およびその死後50年間保護される。著作者が団体の場合は、著作権の保護期間はその発行のときより50年、また著作物が応用美術である場合は、その著作時より25年又は発行時より50年となる。

VII 営業秘密

1 営業秘密法

タイでの「営業秘密法」は、2002年に制定・公布され、2015年に改正された。

営業秘密法にいう「営業秘密」とは、「まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常触れられる特定の人にまだ届いていない営業情報であって、かつ機密であることにより商業価値をもたらす情報、及び営業秘密管理者が機密を保持するために適当な手段を採用している情報であるもの」をいう⁸。

営業秘密を保護するための登録等の手続は不要であり、それが秘密とみなされる限り、営業秘密は保護の対象となる。

営業秘密保護のための救済手段としては、①民事的救済として、侵害行為の差止、損害賠

⁷ 前掲「タイにおける著作権侵害対策ハンドブック」62頁。

⁸ http://www.s-i-asia.com/wp-content/themes/standard_black_cmspro/img/12.pdf

償請求等を行うことができる。また、②刑事的救済として、加害目的で営業秘密を公衆に開示した者等に対し、禁固刑及び罰金刑を科することができる（法人に対する両罰規定もある）。

2 退職者による秘密漏洩

実務上、タイ法人から退職した元従業員による秘密漏洩が問題となることがあるため、退職者に対し秘密保持義務及び競業避止義務を課することができるかという点について検討する。

(1) 退職後の秘密保持義務

タイの法令上は、退職後の秘密保持義務に関する明文規定は見当たらないが、従業員の秘密保持義務は、在職期間のみならず、退職後に及ぶことも可能であると考えられる。実務上、労働契約や就業規則において、従業員の秘密保持義務が規定されるのが通常であるが、単に「従業員は、会社の秘密を保持する義務を負う。」と規定しただけの場合、秘密保持義務は在職期間のみにおいて認められ、退職後には秘密保持義務は認められないことにもなりかねない。したがって、「従業員は、その在職期間中及び退職後においても、会社の秘密を保持する義務を負う。」というように、退職後にも秘密保持義務は存続することを明記すべきである。就業規則の具体的な規定や個別的な特約によって一定の営業秘密の保持が約定されていると認められる場合には、その約定が必要性や合理性の点で公序良俗違反とされない限り、その履行請求や損害賠償請求が可能である。

(2) 退職後の競業避止義務

タイでは、法令上、競業避止義務に関する明文規定がないため、契約や就業規則で退職後の競業避止義務を規定することが可能であると考えられる。但し、使用者に不当に有利、即ち、被用者に不当に不利な内容の契約や就業規則を定めることはできない。タイにおける過去の判例によると、競業避止義務を課することにつき使用者に合理的利益が認められ、競業避止特約が公序良俗に反するものではなく、且つ、競業避止義務の課される業務の範囲、時期及び地理的範囲が合理的に制限されている場合、競業避止特約は有効と判断されている。一般的に、競業避止義務の範囲を限定すればするほど、訴訟において裁判所により競業避止特約の有効性を認めてもらいやすくなる⁹。競業避止義務の有効性が認められる期間については、2年までを目安とする意見が多くみられる¹⁰。

⁹ “Non-compete clauses in employment agreements in Thailand”, Clyde & Co LLP
<http://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=1616012f-90bd-4736-b104-d346505c419c>

¹⁰ “A global guide to 'restrictive covenants’”, Mayer Brown JSM, Hong Kong Office
https://www.mayerbrown.com/files/uploads/Documents/Guide%20to%20Restrictive%20Covenants/MB_rest_cov_asia.pdf

使用者は、労働者が退職後の競業禁止義務に違反した場合、違約責任を追及し、損害賠償請求、差止請求、違約金請求を行うことができると考えられる¹¹。

また、使用者は、労働契約又は就業規則に基づき、退職金の減額・不支給・返還請求を行うこともできると考えられる。

Ⅷ エンフォースメント

タイにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関の水際措置等がある。

1 民事的手段（民事訴訟）

民事的手段（民事訴訟）により、知的財産権の権利者は、権利侵害行為の差止、逸失利益及び訴訟費用にかかる損害の賠償、侵害品の没収・廃棄処分を請求することができる。

タイにおける知的財産権侵害に対する民事訴訟を管轄するのは、1997年12月1日に設置された「知的財産及び国際取引中央裁判所」（Central Intellectual Property and International Trade Court (CIPITC)）である。CIPITCは、知的財産及び国際貿易に関する民事訴訟及び刑事訴訟を専属的に管轄する第一審裁判所であり、知的財産等に関する訴訟事件を迅速かつ効率的に審理するために設けられた。CIPITCにおける審理は、3名の合議体（2名の職業裁判官及び1名の技術補助裁判官から構成される）が担当する。

CIPITCの判決に不服のある当事者は、最高裁判所に上訴することができる（二審制）。

2 刑事的手段（刑事訴訟）

タイでは、民事的手段（民事訴訟）よりも、刑事的手段（刑事訴訟）の方がはるかに多く利用されている。即ち、知的財産権の権利者は、知的財産権侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考えられる場合、捜査当局等に対し刑事告訴を行う。捜査当局は、必要な捜査を行った上で検察官に事件を送致する。検察官は、起訴するか否かを検討した上で、CIPITCに刑事訴訟を提起し、犯罪者に対し刑罰を科することを要求する。

タイの経済警察（Economic and Cyber Crime Division (ECD)）は、タイ警察庁が、知的財産を含む経済犯罪に対応するために、タイ警察中央捜査局の下に設置した特別組織であり、インターネット犯罪等も管轄する。

法務省特別捜査局（Department of Special Investigation (DSI)）は、特別技能を有する専門家が集まった特別な捜査機関である。知的財産関係では、被害額が非常に大きい事件（50万バーツ以上）、及び消費者に重大な被害を与える事件等を管轄する。

知的財産権侵害に関する犯罪が成立する可能性がある事案においては、刑事的手段をとることを積極的に検討すべきである。

¹¹ 前掲 “A global guide to 'restrictive covenants'”

3 税関による水際取締り

知的財産権利者にとっては、関税法及び輸出入法に基づき、税関による水際取締りを申し立てることも有効な手段であるといえる。即ち、商標権侵害物品又は著作権侵害物品が輸入又は輸出されようとしている場合、権利者は、税関による差止を申し立てることができる。

まず、商標権侵害物品の場合、権利者は、知的財産局の知財違反取締課に対し、税関差止を申し立て、また、著作権侵害物品の場合、権利者は、直接、税関に対し、税関差止を申し立てる。すると、税関は、データベースに入力された情報をもとに水際取締りを開始し、権利侵害の疑いのある物品を発見した場合、権利者に連絡する。権利者は、24 時間以内に当該物品の差止を要求するか否かを決定し、税関に通知する（差止を要求する際は、当該物品が真正品であった場合に発生する損害賠償金を負担する旨の誓約書を提出する）。税関は、権利者の要求を認めるか否かを判断し、権利者の要求を認める決定をした場合は、当該物品を没収し、過料を課す（税関は、事案が重大な場合は、捜査当局に通報する）。税関が権利者の要求を認めない決定をした場合は、当該物品の通関が許可されるが、権利者は、民事訴訟により輸入者等との間で争うことができる¹²。

以上のとおり、商標権・著作権の侵害物品が税関に発見された場合、権利者は、税関から通知を受けた上で、税関差止を申し立てることができるため、当該手段を活用していくことが望まれる。

IX おわりに

以上、タイの知的財産法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるタイにおける知的財産権保護の問題は、日本企業にとって極めて重要である。ところが、タイの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。①タイは、急速な発展を続けるメコン経済の中心に位置する国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろうこと、②タイで知的財産権侵害対策をとることにより、中国で製造された模倣品・海賊版等の知的財産権侵害物品の流通を抑止する効果も期待できること等をも合わせ考えると、今後も、タイの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.14570』（経済産業調査会、2017年、原題は「世界の知的財産法 第18回 タイ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするも

¹² 松本敬著「タイにおける通関手続きと模倣品水際取締りの状況」（『CIPIC ジャーナル Vol.252』（日本関税協会、2017年）所収）19～22頁。

のであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。